

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令（案）
規制の名称	対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直し
規制の区分	新設、 <b>改正</b> （ <b>拡充</b> 、 <b>緩和</b> ）、廃止
担当部局	国際局調査課
評価実施時期	令和元年7月
規制の目的、内容及び必要性	<p>&lt;規制の目的&gt; 本政令案は、①我が国に対する投資活動の増大及びその形態の多様化に鑑み、対内直接投資等への適切な対応を図るため、対内直接投資等に該当する行為の範囲等について所要の見直しを行うとともに、②技術導入契約に係る事後報告期限の緩和を行うもの。</p> <p>&lt;規制の内容&gt; 対内直接投資等に該当する行為の範囲等の見直しについては、経営の支配性の観点に着目して外国投資家が株式又は持分を取得する行為を事前届出や事後報告の対象としてきた法の趣旨に鑑み、その実効性を確保する観点から、株式取得に準じる行為として、議決権の取得を事前届出等の対象とする。また、10%未満の少数の株式しか所有していないにも関わらず、所有株式数以上の影響力を会社に及ぼす議決権行使の代理や共同での議決権行使の合意という行為に着目し、これを外国投資家が行う場合についても同様に事前届出等の対象とする。 技術導入契約に係る事後報告期限の緩和については、居住者が非居住者（非居住者の本邦にある支店等を含む）との間で、技術導入契約等の締結等を行った場合には、当該導入する技術が、対内直接投資等に関する命令で定める指定技術であってその契約の対価が1億円以下のもの等については、現在、契約締結日から起算して15日以内に報告を求めているが、当該期間を45日に緩和する。</p> <p>&lt;規制の必要性&gt; 対内直接投資等に該当する行為の範囲等の見直しについては、累次の商法（明治32年法律第48号）及び会社法（平成17年法律第86号）におけるいわゆる種類株式に関する制度見直しにより、近年では、例えば、優先株式の発行等により、取得株式数が発行済株式総数の10%に満たない株主が、議決権ベースでは総議決権の10%以上を占める可能性も生じている。また、取得株式数が発行済株式総数の10%に満たない株主が、他の株主から議決権行使の委任状を集める行為、他の株主と共同で議決権を行使する行為等により実質的に全体の10%以上の議決権を取得した上で、会社の経営に影響を及ぼす事例が発生する可能性も生じている。 外為法は、経営の支配性の観点に着目して外国投資家が株式又は持分を取得する行為を事前届出等の対象としているが、上記の状況に対応しない場合、法の潜脱行為が可能となり、実効性が低下する。 技術導入契約に係る事後報告義務については、取引相手方（外国企業）の事務手続の遅れにより報告期限に間に合わない場合があるため、報告期限を延長するよう要望がなされている（「規制改革ホットライン（平成30年度）」参照）。</p>
直接的な費用の把握	<p style="text-align: center;"><b>費用の要素</b></p> <p>③「<b>遵守費用</b>」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）</p> <p>対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直しによって対象が広がる事前届出義務は外国投資家に対して課されるものであるため、当該見直しによる国民への新たな負担は発生しないが、一部の国内事業者（非居住者又は外国法令に基づいて設立された法人等が議決権の過半数以上を占める会社、非居住者が役員等の過半数を占める法人等）は、事前届出を行う遵守費用が発生しうる。ただし、事案の有無や件数、個々の事案の内容によって異なるため、定量化し、金銭価値化は困難である。</p> <p>④<b>規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意</b> 対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直しにより、新たに届出が必要となる事案に関する事業官庁等の審査費用がある。ただし、審査に必要な費用は、事案の有無や件数、個々の事案の内容によって異なるため、定量化し、金銭価値化は困難である。 また、今回の政令案における規制緩和は技術導入契約に係る事後報告期限を延長するもの。緩和を行った後も、報告義務そのものに変更はないことから、追加的な行政費用は発生しない。</p>
直接的な効果（便益）の把握	<p style="text-align: center;"><b>便益の要素</b></p> <p>⑤<b>効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要</b> 我が国が対内直接投資等を適切に把握し、審査することにより、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与することができる。</p> <p>⑥<b>可能であれば便益（金銭価値化）を把握</b> 今回の政令案により期待される効果である、対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展については、金銭価値化することは困難である。</p> <p>⑦<b>規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計</b> 規制緩和の内容は、対内直接投資等に関する命令で定める指定技術であってその契約の確定対価が1億円相当額以下の技術導入契約に係る事後報告期限の延長であり、該当する技術導入契約を行う者にとっては負担の軽減がもたらされる。ただし、こうした期限の延長に伴う負担の軽減を金銭価値化することは困難である。</p>

副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>⑧当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要</p> <p>新たに事前届出義務の対象となる外国投資家による対内直接投資等について、事前届出・審査の結果として変更・中止の勧告・命令が出された場合には、事業者は当該対内直接投資を当初の予定通りには受けられないこととなるが、これは国の安全、公の秩序、又は公衆の安全の観点から求められるものである。</p>
費用と効果（便益）の関係	<p>⑨明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証</p> <p>新たに事前届出義務の対象となる対内直接投資等の審査については、一定の行政費用及び遵守費用が発生しうる（ただし、実際の費用負担は事案の有無や内容によって異なる）が、対内直接投資等を適切に把握・審査することにより、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与することの効果（便益）は極めて大きいと考えられる。従って、今回の制度改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。</p>
代替案との比較	<p>⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明</p> <p>今般の措置は、我が国が対内直接投資等を適切に把握・審査することにより、外為法の目的を達成するために、経営の支配性の観点に着目して、外国投資家が株式又は持分を取得する行為を事前届出等の対象としてきた法の趣旨に鑑み、その実効性を確保する観点から、単に発行済み株式総数に占める取得株式数だけでなく、議決権の取得や、所有株式数以上の影響力を会社に及ぼす議決権行使の代理や共同での議決権行使の合意という行為に着目し、これについて事前届出等の対象とするものである。</p> <p>（代替案①：外国投資家が株主総会決議に参加する行為を対象とする）  代替案としては、対内直接投資等に該当する行為の範囲等の見直しにおいて、特定の外国投資家が株主総会に出席し、株主総会決議に参加する行為を事前届出等の対象とすることが考えられる。</p> <p>〔費用・効果〕  株主総会への出席は株主の権利であるところ、株主は株主総会に出席するかどうかを直前まで決定しない（又は直前に判断を変える）可能性もあり、それに係る事前届出義務を課すことは株主総会出席への制約ともなりかねない。また、株主総会への出席を事前届出等の対象としたとしても、当該投資家が議決権を委任した場合には、目的を達成することができない。</p> <p>（代替案②：外国投資家が議決権を伴う株式を取得することを対象とする）  代替案としては、対内直接投資等に該当する行為の範囲等の見直しにおいて、外国投資家が議決権を伴う株式を取得することを事前届出等の対象とすることが考えられる。</p> <p>〔費用・効果〕  議決権は株主にとって重要な権利であり、そもそもこの取得をすべからず事前届出等の対象とすることとなれば、外国投資家による健全な対内直接投資をも阻害するおそれがある。また、外国投資家を誘引するために議決権のない株式である優先株等を大量に発行することとなれば、配当負担の増加等により、事業者の財務負担が増大するおそれがある。</p> <p>〔本案と代替案の比較〕  対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のための必要最小限の管理又は調整を行うとの外為法の目的に照らし、法律が期待する効果が得られる本案を採用することが適当と判断。</p>
その他の関連事項	<p>⑪評価の活用状況等の明記  特になし。</p>
事後評価の実施時期等	<p>⑫事後評価の実施時期の明記  本政令案の施行後 5 年を経過した時点において、本政令の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、本規定について検討を加える予定である。</p> <p>⑬事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。  本政令案の施行を受けた事前届出の提出状況等を把握することにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。</p>
備考	